

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

原議保存期間	3年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和2年12月31日まで)

警 察 庁 丁 交 企 発 第 87 号
令 和 2 年 4 月 8 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長

新型コロナウイルス感染症に関連して自動車運転代行業の営業を休止する者等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができない者についての、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）における取扱いについて、関係団体に対して別添の文書を発出したことから、運用に誤りのないようされたい。

また、都道府県自動車運転代行業務担当部局等と連携の上、自動車運転代行業を営む者等からの相談に適切に対応されたい。

本件担当
交通局交通企画課法令係 (800-5062)



警察庁丁交企発第82号
国自旅第16号
令和2年4月8日

公益社団法人全国運転代行協会

会長 丹澤 忠義 殿

警察庁交通局交通企画課長



国土交通省自動車局旅客課長



新型コロナウイルス感染症に関連して自動車運転代行業の営業を休止する者等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができない者についての、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」といいます。）における取扱いは、下記のとおりですので、傘下団体、組合員等に対して周知いただくようお願ひいたします。

記

1 損害賠償措置を講ずべき義務等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができないことにより、代行運転自動車を運行しない場合には、自動車運転代行業者が損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約（以下「損害賠償責任保険契約等」といいます。）を一時的に解除する場合であっても、法第12条に定める損害賠償措置を講ずべき義務の違反とはなりません。
- (2) 損害賠償責任保険契約等を解除した場合には、法第8条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会に対し、損害賠償措置に関する変更の届出が必要となりますので、御留意願います。

なお、営業を開始又は再開するに当たって損害賠償責任保険契約等を再度契約した場合も同様です。

2 認定の取消しについて

営業の意思があり、かつ、営業を行う能力が将来にわたって認められるにもかか

わらず、新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができない場合には、法第7条第1項第3号に規定する「正当な事由」があることから、認定の取消し処分の対象とはなりません。



警察庁丁交企発第83号
国自旅第16号の2
令和2年4月8日

公益財団法人交通安全振興機構
代表理事 村井 博敏 殿

警察庁交通局交通企画課長



国土交通省自動車局旅客課長



新型コロナウイルス感染症に関連して自動車運転代行業の営業を休止する者等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができない者についての、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」といいます。）における取扱いは、下記のとおりですので、傘下団体、組合員等に対して周知いただくようお願ひいたします。

記

1 損害賠償措置を講ずべき義務等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができないことにより、代行運転自動車を運行しない場合には、自動車運転代行業者が損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約（以下「損害賠償責任保険契約等」といいます。）を一時的に解除する場合であっても、法第12条に定める損害賠償措置を講ずべき義務の違反とはなりません。
- (2) 損害賠償責任保険契約等を解除した場合には、法第8条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会に対し、損害賠償措置に関する変更の届出が必要となりますので、御留意願います。

なお、営業を開始又は再開するに当たって損害賠償責任保険契約等を再度契約した場合も同様です。

2 認定の取消しについて

営業の意思があり、かつ、営業を行う能力が将来にわたって認められるにもかか

わらず、新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができない場合には、法第7条第1項第3号に規定する「正当な事由」があることから、認定の取消し処分の対象とはなりません。



警察庁丁交企発第84号

国自旅第16号の3

令和2年4月8日

ジェイ・ディ共済協同組合

理事長 丹澤 忠義 殿

警察庁交通局交通企画課長



国土交通省自動車局旅客課長



新型コロナウイルス感染症に関連して自動車運転代行業の営業を休止する者等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができない者についての、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」といいます。）における取扱いは、下記のとおりですので、傘下団体、組合員等に対して周知いただくようお願ひいたします。

記

1 損害賠償措置を講ずべき義務等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができないことにより、代行運転自動車を運行しない場合には、自動車運転代行業者が損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約（以下「損害賠償責任保険契約等」といいます。）を一時的に解除する場合であっても、法第12条に定める損害賠償措置を講ずべき義務の違反とはなりません。
- (2) 損害賠償責任保険契約等を解除した場合には、法第8条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会に対し、損害賠償措置に関する変更の届出が必要となりますので、御留意願います。

なお、営業を開始又は再開するに当たって損害賠償責任保険契約等を再度契約した場合も同様です。

2 認定の取消しについて

営業の意思があり、かつ、営業を行う能力が将来にわたって認められるにもかか

わらず、新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができない場合には、法第7条第1項第3号に規定する「正当な事由」があることから、認定の取消し処分の対象とはなりません。



警察庁丁交企発第85号

国自旅第16号の4

令和2年4月8日

全国運転代行共済協同組合

代表理事 木本 青伸 殿

警察庁交通局交通企画課長



国土交通省自動車局旅客課長



新型コロナウイルス感染症に関連して自動車運転代行業の営業を休止する者等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができない者についての、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」といいます。）における取扱いは、下記のとおりですので、傘下団体、組合員等に対して周知いただくようお願ひいたします。

記

1 損害賠償措置を講ずべき義務等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができないことにより、代行運転自動車を運行しない場合には、自動車運転代行業者が損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約（以下「損害賠償責任保険契約等」といいます。）を一時的に解除する場合であっても、法第12条に定める損害賠償措置を講ずべき義務の違反とはなりません。
- (2) 損害賠償責任保険契約等を解除した場合には、法第8条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会に対し、損害賠償措置に関する変更の届出が必要となりますので、御留意願います。

なお、営業を開始又は再開するに当たって損害賠償責任保険契約等を再度契約した場合も同様です。

2 認定の取消しについて

営業の意思があり、かつ、営業を行う能力が将来にわたって認められるにもかか

わらず、新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができない場合には、法第7条第1項第3号に規定する「正当な事由」があることから、認定の取消し処分の対象とはなりません。



警察庁丁交企発第86号
国自旅第16号の5
令和2年4月8日

一般社団法人日本損害保険協会
会長 金杉 恭三 殿

警察庁交通局交通企画課長



国土交通省自動車局旅客課長



新型コロナウイルス感染症に関連して自動車運転代行業の営業を休止する者等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができない者についての、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」といいます。）における取扱いは、下記のとおりですので、傘下団体、組合員等に対して周知いただくようお願ひいたします。

記

1 損害賠償措置を講ずべき義務等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができないことにより、代行運転自動車を運行しない場合には、自動車運転代行業者が損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約（以下「損害賠償責任保険契約等」といいます。）を一時的に解除する場合であっても、法第12条に定める損害賠償措置を講ずべき義務の違反とはなりません。
- (2) 損害賠償責任保険契約等を解除した場合には、法第8条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会に対し、損害賠償措置に関する変更の届出が必要となりますので、御留意願います。

なお、営業を開始又は再開するに当たって損害賠償責任保険契約等を再度契約した場合も同様です。

2 認定の取消しについて

営業の意思があり、かつ、営業を行う能力が将来にわたって認められるにもかか

わらず、新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができない場合には、法第7条第1項第3号に規定する「正当な事由」があることから、認定の取消し処分の対象とはなりません。